

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関の指定(保険課)

計量器の定期検査の実施(商工指導課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

県営土地改良事業計画の変更(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

生産事業者の登録の失効(林務課)

保安林の指定の解除予定(四件)(造林課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

告 示

鳥取県告示第二百三十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------|-----------------|------------|
| 錦織眼科医院 | 米子市東町二五一 | 平成二年二月十五日 |
| 谷口外科クリニック | 鳥取市片原五丁目一五八一五 | 平成二年二月二十三日 |
| 高橋歯科医院 | 西伯郡西伯町大字法勝寺三七〇一 | 平成二年二月二十七日 |

鳥取県告示第二百三十一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、気高郡及び西伯郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器 | | | | 二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器 | | | |
|----------------------------|------------------|------|----------|-----------------------------|-------------------|------|------------------|
| 実施期間 | 実施場所 | 実施区域 | 実施場所 | 実施期間 | 実施場所 | 実施区域 | 実施場所 |
| 平成二年四月十九日から 平成三年三月三十日まで | 当該計量器の所在の場所 | | | 平成二年四月十九日 | 午後二時から 午後十時まで | 青谷町 | 青谷町中央公民館 |
| 平成二年四月二十日 | " | " | " | 平成二年四月二十三日 | " | 気高町 | 気高町農業者トレーニングセンター |
| 平成二年四月二十四日 | " | 鹿野町 | 鹿野町役場 | 平成二年五月八日 | 午後一時から 午後三時まで | 中山町 | 中山町中央公民館 |
| 平成二年五月九日 | 午後三時から 午後十時まで | 名和町 | 名和町公民館 | 平成二年五月十日 | 午後三時から 午後十一時まで | 大山町 | 大山町中央公民館 |
| 平成二年五月十一日 | 午後二時から 午後十時まで | 淀江町 | 淀江町中央公民館 | | | | |

| 日 | 時間 | 場所 | 場所 |
|-----------|-------------------------|------|-------------------|
| 平成二年五月十四日 | 午後一時から 午後三時まで | 日吉津村 | 日吉津村農業者トレーニングセンター |
| 平成二年五月十五日 | 午前十時から 午後三時まで | 岸本町 | 岸本町役場 |
| 平成二年五月十六日 | 午前九時三十分から 午前十一時三十分まで | 会見町 | 会見町役場 |
| " | 午後一時から 午後三時まで | 西伯町 | プラザ西伯 |

鳥取県告示第二百三十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

| | |
|------------|-------------|
| 理事 佐々木 朋 規 | 倉吉市大河内四六九―三 |
| " 徳 永 富 幸 | " 中野二一―一 |
| " 佐々木 定 晴 | " 一九一 |
| " 熊 谷 四 郎 | " 杉野一九一 |
| " 野 島 忠 徳 | " 沢谷二四二 |

| | | |
|-----|----|--------|
| 景山 | 正 | 俣谷一八七 |
| 森本 | 剛 | 長谷四三一 |
| 森本 | 隆義 | 森二四七二 |
| 佐々木 | 泉 | 大河内一八 |
| 松島 | 平 | 福本二二 |
| 佐々木 | 昭義 | 大河内三八三 |
| 野島 | 安雄 | 福富一七一 |

平成二年二月二十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

| | | |
|-----|--------|-----------|
| 理事 | 佐々木 昭義 | 倉吉市大河内三八三 |
| 松島 | 平 | 福本二二 |
| 福井 | 幸仁 | 福富一七五一 |
| 野島 | 忠徳 | 沢谷二四二 |
| 熊谷 | 四郎 | 杉野一九一 |
| 佐々木 | 行徳 | 中野二一七 |
| 佐々木 | 優 | 二二三 |
| 景山 | 正 | 俣谷一八七 |
| 森本 | 剛 | 長谷四三一 |
| 森本 | 隆義 | 森二四七二 |
| 佐々木 | 泉 | 大河内一八 |
| 牧田 | 薫 | 沢谷二五七 |
| 稲村 | 清臣 | 森一四三 |

平成二年二月二十四日就任 任期四年

鳥取県告示第二百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業北谷地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年三月十二日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | | |
|------|-----|-----------|---------------------------|---------|------------|
| 事業主体 | 江府町 | 土地改良事業の名称 | 第三期山村振興農林漁業対策事業神奈川地区農業用排水 | 工事完了年月日 | 平成二年一月三十一日 |
| | 地区 | | 大河原 | | 平成元年十一月三十日 |

鳥取県告示第二百三十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | | | | | | | | |
|------|------|----------|------|----------|----------------|---------|-----------------------|--------|---------|---------|------------|
| 登録番号 | 百七十三 | 生産事業者の氏名 | 倉益 黄 | 生産事業者の住所 | 気高郡鹿野町大字河内二六四二 | 生産事業の内容 | 穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成 | 事業所の名称 | 倉益 黄 苗畑 | 事業所の所在地 | 気高郡鹿野町大字河内 |
|------|------|----------|------|----------|----------------|---------|-----------------------|--------|---------|---------|------------|

鳥取県告示第二百三十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字茗荷谷字川原谷三五二の三・三五二の一四・三五二の一七五・三五二の一七六・三五二の一九〇・三五二の一九五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字家ノ奥六四〇の一・六四五の一・字郷平六四七の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷二六五七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字砂濱二一一二の五・二一一二の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

排水施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百四十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年二月八日 鳥取県指令受都計三一―第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字新開八（第一工区分）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町二丁目四一八

有限会社橋本商事

代表取締役 橋本満義